

厚生労働科学研究
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)
の成果に関する評価
(案)

(令和4年度報告書)

こども家庭審議会
科学技術部会

令和5年7月13日

1. はじめに

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業は、「乳幼児の疾患の克服及び障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資すること」を目的とし、令和4年度まで、厚生労働科学研究の一事業として実施された。令和5年度以降、こども家庭庁のこども家庭科学研究において実施されている。

研究の評価に関しては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）において、研究開発を実施又は推進する各府省庁で、その特性や研究開発の性格に応じて、大綱的指針に沿った評価を実施することが求められていることから、こども家庭庁では、「こども家庭庁の科学研究開発評価に関する指針」（令和5年6月2日）に基づき、こども家庭審議会科学技術部会において、令和4年度の成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業の成果の評価を行うこととした。

2. 評価目的

こども家庭審議会科学技術部会は、こども家庭科学研究（令和4年度は厚生労働科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的として評価を実施する。評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

<参考1>

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）

第1章 基本的考え方

Ⅱ. 研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方向） 第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現するため、また、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決するため、以下の観点から改定を行う。

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせることで解決を図ることが必要である。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、それに必要な研究開発課題等の活動を組み合わせることで実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとめりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

このため、研究開発プログラムの評価の意義を再徹底するために、『研究開発プログラ

ム』の定義や求められる要件、研究開発プログラムとして評価すべき点等についての記述を充実する。

2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第5期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いていた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにもなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

このため、第5期科学技術基本計画で求められる研究開発及びそのマネジメント等に対応した研究開発評価に係る留意事項を新たに追加する。

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価は、本来なすべき研究開発等の活動、意思決定、政策遂行の妨げにならなず、本末転倒にならぬよう、現場に過度の負担を強いることなく、イノベーション創出等、研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

このため、研究開発評価に係る負担の軽減にかかる留意事項を可能な限り具体化するとともに、前回大綱的指針の記述のうち、関連する留意事項を集約する。

<参考2>

「こども家庭庁の科学研究開発評価に関する指針」（令和5年6月2日）
第3編研究開発プログラムの評価

研究開発プログラムとは、研究開発が関連する政策・施策等の目的（ビジョン：何のためにやるのか）に対し、それを実現するための活動のまとまりをいう。本指針では、「こども家庭科学研究費」による「研究事業」を指す。

研究開発プログラム評価は、研究開発プログラムを構成する研究開発課題等の活動から得られるアウトプット情報・アウトカム情報をもとに、政策立案者や推進する主体等によって作成された「道筋※」の妥当性、研究開発プログラムの推進結果であるアウトカム目標の達成状況や達成見込みを確認するとともに、研究開発過程（プロセス）の有効性や効率性を確認し、プログラムの改善や次のプログラム立案のための示唆を得る評価をいう。

※道筋：政策・施策等の目的に対し、現状がどうなっているか、政策・施策等の目的と現状のギャップを埋めるためにどんな活動をどの順番で行うか、成果の受け手側で発現することが期待される効果・効用等を時間軸に沿って描いたもの。

第1章評価の実施主体

こども家庭庁が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章評価方法

評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどして、それらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に、政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（こども家庭庁として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成、知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

こども家庭庁は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等の保護に十分に配慮することとする。

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、成育疾患克服等次世代育成基盤研究であり、(1) 成果の記述的評価及び(2) 成果の定量的評価（終了課題）から評価を行う。

2) 成果の記述的評価

記述的評価は、これまでの事業の成果に基づいて、評価委員会が作成した。

母子保健課は、「厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）の実施状況及び成果の概要（令和4年度）」（資料3-1）の「Ⅱ. 成果の概要」を以下の項目に従って作成し、記述的評価作成のための参考資料とした。

1. 研究事業の基本情報
2. 研究事業の予算、課題採択の状況
3. 研究事業の目的
4. 研究成果及び政策等への活用状況
5. 研究成果の評価
6. 改善すべき点、及び今後の課題

※論文、学会発表等の件数は、令和4年度終了課題を集計したものである。

3) 成果の定量的評価（終了課題）

成果の定量的評価（終了課題）は、令和4年度終了課題について、厚生労働科学研究成果データベースの「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)注1」(図1)に登録された令和5年6月22日時点のデータを基礎資料として使用した。調査項目は、成果と発表状況に関して行った。詳細は表1のとおりである。

注1: 「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)」は、厚生労働科学研究事業（令和5年度からこども家庭科学研究事業も含む）の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から5年間は随時WEB上でデータを更新することをお願いしている。

表 1

1.成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2.発表状況	
2-1	原著論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等

2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況
	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動
3.【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

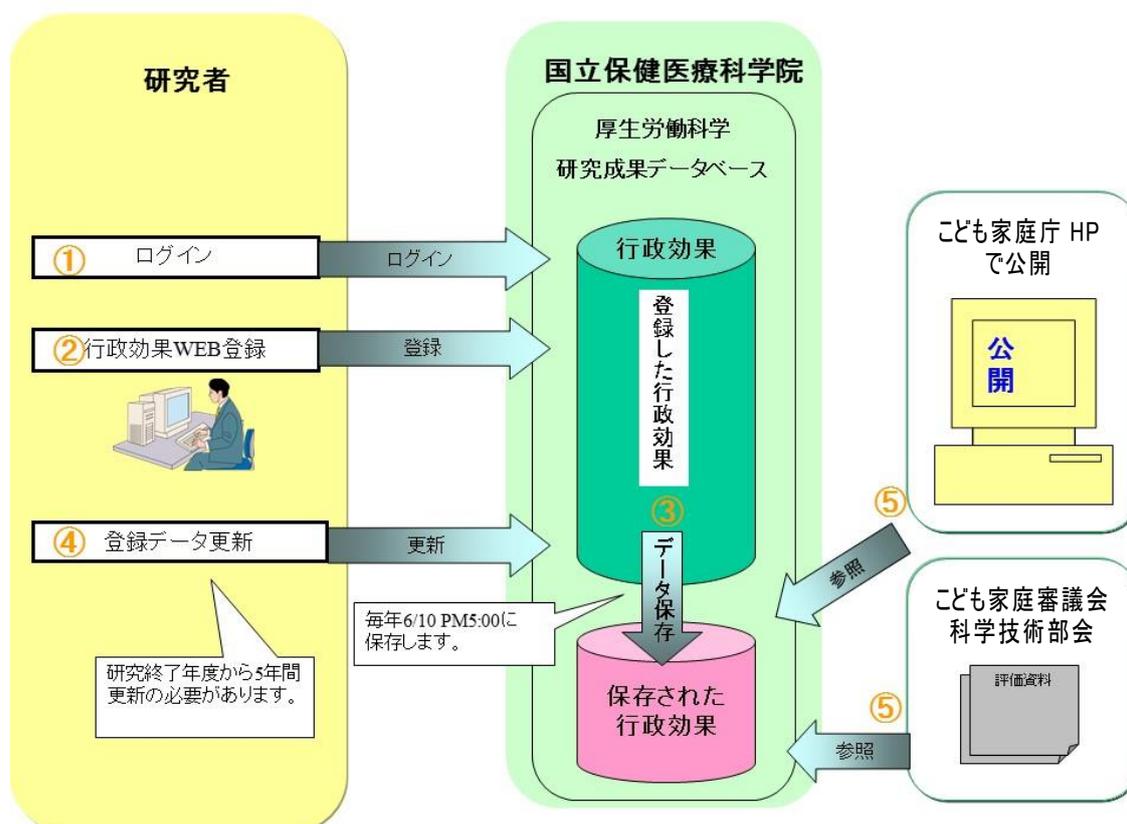


図 1

4) 評価作業の手順

評価委員会の意見が加味された資料による評価と研究事業の研究代表者が WEB 登録した研究終了課題の成果の評価を行った。

なお、今回の評価を行うにあたり、研究事業の評価を行う際の指針（2～3ページ＜参考2＞参照）で示されている観点等を参考にした。

4. 評価結果

1) 成果の記述的評価

令和4年度 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「成果に関する評価」

(318,545千円)

1. 研究事業の概要

こども施策の科学的基盤を構築するために、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題に対して、保健、医療、福祉等の幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。また、得られた科学的根拠に基づいて、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築、及び成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備につなげる。

2. 研究事業の成果

低出生体重児の男女別・出生体重グループ別の発育曲線、HTLV-1母子感染予防対策マニュアルの改訂、父親の子育て支援のリーフレット・事例集、NIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査）に関する妊婦への説明書、生殖医療に関する一般向けおよび患者向けの情報提供資材等、母子保健の向上につながるエビデンスや指針等の成果が得られた。また、本研究事業で得られた成果は、成育医療等基本方針における評価指標の策定等、母子保健に関係する事業や臨床現場において活用された。

3. 成果の評価

成育基本法において、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することとされている。本研究事業は、これらの政策に必要な成育医療等の状況、施策の実施状況やその根拠となるエビデンス、科学的知見等を提供しており、母子保健分野における保健・医療・福祉等の多様な行政的・科学的課題に対応するために必要不可欠である。

これら多岐にわたる母子保健をはじめとした成育医療等の施策における課題の中から優先度、重要度の高い研究課題を設定し、効率的な事業運営が行われた。

その結果として、妊娠、出産、子育ての成育サイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらずすべてのこどもが心身共に健やかに育まれる社会環境の整備が進められた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

研究事業は概ね順調に進行しており、今後は、特に、母子保健情報のデジタル化とデータの利活用の推進、成育基本法で示された理念等の全ての地域への継続的な社会実装の進展に積極的に取り組むべきである。また、全てのこどもの健やかな発達・成長、及び Well-being の向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、

新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、バイオサイコソーシャルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)等も踏まえつつ、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施し、こども基本法やこども政策の新たな推進体制に関する基本方針で示された基本理念を推進すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

2) 成果の定量的評価（終了課題）

令和4年度に終了した全11課題について、原著論文として総計154件、その他の論文総計159件、学会発表総計205件が得られている（表を参照）。なお、1課題あたりの件数は、原著論文14件、その他の論文14件、学会発表19件であった。

行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、診療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ15件であった。

学術的な成果や施策への反映又は普及啓発活動に資する成果が得られており、終了課題について、概ね有効な成果が得られていると評価できる。

なお、本集計は令和5年6月22日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり、論文、学会発表、特許の出願及び取得状況、施策への反映等の数については今後増える可能性が高いことなども考慮する必要がある。

表. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業の令和4年度終了課題の行政効果（全11課題）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
79	75	149	10	183	22	0	0	15	118

5. 総括

令和4年度の成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業について、評価を行った。

こども家庭庁をはじめとする行政施策の目標と整合性をもつ研究課題が設定され、評価委員会による外部評価として事前評価・中間評価・事後評価が行われる体制の下、学術的な成果や施策への貢献が認められた。

上記より、必要性（行政的意義、専門的・学術的意義及び目的の妥当性等）、効率性（計画・実施体制の妥当性等）及び有効性（目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点等）等はいずれも十分であると判断できる。

今後、積極的に取り組むべき事項を着実に推進しながら、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが期待される。